

新旧対照表

旧	新
(名称) 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人<u>日本きぎょうコミュニティ</u>という。	(名称) 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人<u>あさひ</u>という。
(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を<u>大阪府八尾市</u>に置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を<u>東京都中央区</u>に置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を<u>奈良県生駒市</u>に置く。
(目的) 第 3 条 この法人は、日本経済において重要な役割を担う起業を志す人々・起業家および中小企業に対する国内外での起業支援・経営支援・広報支援など事業経営に必要な支援事業を行い、日本経済の安定的な発展と雇用の促進に寄与することを目的とする。	(目的) 第 3 条 この法人は、日本経済において重要な役割を担う起業を志す人々・起業家および中小企業に対する国内外での起業支援・経営支援・広報支援など事業経営に必要な支援事業、<u>及び障がいや社会的な困難を抱えた若者の社会参加と経済的自立に向けた支援事業</u>を行い、日本経済の安定的な発展と雇用の促進に寄与することを目的とする。
(特定非営利活動の種類) 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)経済活動の活性化を図る活動 (2)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	(特定非営利活動の種類) 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 <u>(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動</u> <u>(2)社会教育の推進を図る活動</u> <u>(3)子どもの健全育成を図る活動</u> (4)経済活動の活性化を図る活動 (5)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 <u>①国内外の起業家・地域の商店ならびに企業等との連携により起業を志す人々に対する起業体験企画事業</u> <u>②国内外の起業家との交流事業</u> <u>③起業にかかわるセミナー等のイベントの企画・運営事業</u> (2)その他の事業 ①起業家育成・輩出のための拠点支援等を目的としたオフィス空間の有効利用事業 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①国内外の起業家との交流事業 <u>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業</u> <u>③児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、及び障害児相談支援事業</u> <u>④子ども、子育て世帯、障害者を対象とした生活相談、学習支援及び起業・就労支援事業</u> (2)その他の事業 ①起業家育成・輩出のための拠点支援等を目的としたオフィス空間の有効利用事業 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる

	事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。
--	---

2. 定款変更の理由

これまで培ってきた起業化支援の実績と知識を生かし、障害や将来に対する不安を抱える青少年が、自らの可能性を見出し、安心して社会参加へ踏み出せるよう支援する事業を展開するため、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、子どもの学習支援事業等を追加する。

特定非営利活動法人あさひ 定款

平成 16 年 2 月 10 日 作成
平成 16 年 10 月 22 日 内閣府認証
平成 16 年 11 月 12 日 法人設立
平成 30 年 12 月 11 日 定款変更
令和 2 年 10 月 14 日 定款変更
令和 8 年 月 日 定款変更

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人あさひという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本経済において重要な役割を担う起業を志す人々・起業家および中小企業に対する国内外での起業支援・経営支援・広報支援など事業経営に必要な支援事業、及び障がいや社会的な困難を抱えた若者の社会参加と経済的自立に向けた支援事業を行い、日本経済の安定的な発展と雇用の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①国内外の起業家との交流事業
 - ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業
 - ③児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、及び障害児相談支援事業
 - ④子ども、子育て世帯、障害者を対象とした生活相談、学習支援及び起業・就労支援事業
 - (2) その他の事業
 - ①起業家育成・輩出のための拠点支援等を目的としたオフィス空間の有効利用事業
- 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。) 上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 他会員に不快感を与えるような過剰な接触を行ったとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序によってその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、

その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定したこの法人と活動趣旨を同じくする特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中尾吉宏
副理事長	佐藤信一
副理事長	野口尚武
理事	新井美穂里
同	齋藤保
同	佐藤雅彦
同	武田和久
同	竹野慶子
同	田中克明
同	堀龍市
同	藤本隆志
同	松本泰生
監事	片岡弘昭

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年2月28日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年12月末日までとする。
- 6、この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - ①正会員 法人・団体 10,000円 個人 5,000円
 - ②賛助会員 法人・団体 30,000円 個人 5,000円

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人あさひ

1 事業実施の方針

起業を目指す人、起業したばかりの人に対してマッチングの場を設けたりする等の起業支援を行うことと同時に、障がい社会的困難を抱えた若者に対しても、起業支援も含めた社会参加や経済的自立に向けた支援をスタートさせる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
①国内外の起業家との交流事業	起業家のマッチング及び各種相談受付	通年	生駒市内	1 人	不特定多数	46
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業	18 歳以上の障害者が社会的自立を目指せるよう、生活相談、就労支援等のサービスを提供する。	通年	生駒市内	6 人	障害福祉サービス受給対象者	2,030
③児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、及び障害児相談支援事業	障害や発達の特徴がある子どもに対し、日常生活の自立や社会参加を支援する。	通年	生駒市内	5 人	通所支援サービス受給対象者 30 人	800
④子ども、子育て世帯、障害者を対象とした生活相談、学習支援及び起業・就労支援事業	障害を持つ子の親や、障害者に対して、一般的な生活相談や学習支援、居場所の提供、起業に向けた情報発信等を行う。	随時	生駒市内	1 人	不特定多数	46

--	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
起業家育成・輩出 のための拠点支 援等を目的とし たオフィス空間 の有効利用事業	起業家や起業を目指す若者の交 流や情報交換の場として施設の 管理及び貸出を行う。	随時	生駒市	2人	189

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 1 月 1 日から 令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人あさひ

1 事業実施の方針

起業を目指す人、起業したばかりの人に対してマッチングの場を設けたりする等の起業支援を行うことと同時に、障がい社会的困難を抱えた若者に対しても、起業支援も含めた社会参加や経済的自立に向けた支援を本格化するために、就労継続支援や障害児通所支援、相談支援事業等を展開していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
①国内外の起業家との交流事業	起業家のマッチング及び各種相談受付	通年	生駒市内	1 人	不特定多数	552
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業	18 歳以上の障害者が社会的自立を目指せるよう、生活相談、就労支援等のサービスを提供する。	通年	生駒市内	6 人	障害福祉サービス受給対象者	24,360
③児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児入所支援事業、及び障害児相談支援事業	障害や発達の特徴がある子どもに対し、日常生活の自立や社会参加を支援する。	通年	生駒市内	5 人	通所支援サービス受給対象者 30 人	9,600
④子ども、子育て世帯、障害者を対象とした生活相談、学習支援及び起業・就	障害を持つ子の親や、障害者に対して、一般的な生活相談や学習支援、居場所の提供、起業に向けた情報発信等	随時	生駒市内	1 人	不特定多数	552

労支援事業	を行う。					
-------	------	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
起業家育成・輩出 のための拠点支 援等を目的とし たオフィス空間 の有効利用事業	起業家や起業を目指す若者の交 流や情報交換の場として施設の 管理及び貸出を行う。	随時	生駒市	2人	2,406

令和8年度活動予算書
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人あさひ
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	220,000		220,000
2 受取寄附金 受取寄附金	5,000		5,000
3 受取助成金等	0		0
4 事業収益 国内外の起業家との交流事業 障害福祉サービス事業※1 児童福祉サービス事業※2 学習・起業支援 オフィス有効活用事業	50,000 2,145,000 1,440,000 60,000	25,000	3,720,000
5 その他収益 受取利息 雑収益	0 0		0
経常収益計	3,920,000	25,000	3,945,000
II 経常費用			
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	2,380,000 237,000 0 0	40,000 6,000 0 0	2,420,000 243,000 0 0
(2) 人件費計 その他経費 支払賃料 光熱水費 旅費交通費 消耗品費 リース料 材料費 雑費	2,617,000 200,000 20,000 20,000 20,000 30,000 0 15,000	46,000 120,000 10,000 5,000 3,000 0 0 5,000	2,663,000 320,000 30,000 25,000 23,000 30,000 0 20,000
その他経費計	305,000	143,000	448,000
事業費計	2,922,000	189,000	3,111,000
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
(2) 人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	0 240,000 120,000 0 0	0 0 0 0 0	0 240,000 120,000 0 0
その他経費計	360,000	0	360,000
管理費計	360,000	0	360,000
経常費用計			3,471,000
当期経常増減額			474,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			474,000
前期繰越正味財産額			14,819
次期繰越正味財産額			488,819

※1 障害福祉サービス事業とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業を指す。

令和9年度活動予算書
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人あさひ
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	220,000		220,000
2 受取寄附金 受取寄附金	5,000		5,000
3 受取助成金等	0		0
4 事業収益 国内外の起業家との交流事業 障害福祉サービス事業 ※1 児童福祉サービス事業 ※2 学習・起業支援 オフィス有効活用事業	600,000 25,740,000 17,280,000 720,000	300,000	44,640,000
5 その他収益 受取利息 雑収益	0 0		0
経常収益計	44,565,000	300,000	44,865,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	28,560,000 2,844,000 0 0	600,000 90,000 0 0	29,160,000 2,934,000 0 0
人件費計	31,404,000	690,000	32,094,000
(2) その他経費 支払賃料 光熱水費 旅費交通費 消耗品費 リース料 材料費 雑費	2,400,000 240,000 240,000 240,000 360,000 0 180,000	1,440,000 120,000 60,000 36,000 0 0 60,000	3,840,000 360,000 300,000 276,000 360,000 0 240,000
その他経費計	3,660,000	1,716,000	5,376,000
事業費計	35,064,000	2,406,000	37,470,000
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	240,000 120,000 0 0	0 0 0 0	240,000 120,000 0 0
その他経費計	360,000	0	360,000
管理費計	360,000	0	360,000
経常費用計			37,830,000
当期経常増減額			7,035,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			7,035,000
前期繰越正味財産額			488,819
次期繰越正味財産額			7,523,819

※1 障害福祉サービス事業とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業」を指す。